

中野フォーラム

2012 / MAY

中野公認会計士事務所

第55号

所感

出直すチャンス

公認会計士 中野 淑夫

「一步を踏み出す力」という自然災害大国日本の民族のDNAを改めて確認させてくれました。

一、予測不可能はなし

科学の知識がない時代においては、人生最大の災害体験は自然界の異変でした。それらを天変地異とか驚天動地、青天の霹靂等と表現しました。

また、人間は人知を超えた出来事には、夢想だにしなかったというわけで、それを天命と考え従容として受入れてきました。

今回の東日本大震災や原発事故を想定外とか、未体験ゾーンとかいわれていますが、今やほとんどの現象は科学的に解明されており、予測できないものはないといっても過言ではありません。

ただ、いつ起るかには正確にわからないだけなのです。福島原発問題は、地震や津波を都合のよいように予測をして、それに合った予防策をとっていたということ。その意味では人災ともいえると思います。

日本人は体験の思想化ができていないとよく言われますが、3・11の出来事は未来に盲目の人にならないため、現在をしつかり目を見開いて認識しなければならぬという教訓であります。

二、組織機能不全の原因

元来、組織は失敗の原因を徹底研究して、その責任を明らかにしようとはしないもので

すが、いかに個々人の気質には見るべきものがあるとしても組織に入ると、かくも社会性が欠如し、底知れぬ無責任な人間に変貌するのか、実に摩訶不思議です。

危機体験不足もさることながら、当時の最高責任者はおよそ日本再生のリーダーには程遠く、まさに現場一流、経営者三流の標本です。これからの為政者には一種のストレステストを義務づけるべきではないでしょうか。

あの「東電」にしても、社会の公器がいつの間にか利権や自己利益のための組織運営体となり、トップは権力の座の維持に汲々とし、それが隠蔽体質につながっていくプロセスが白日の下にさらされました。

平時が永く続き、また、企業も業績が長期漸減傾向の中にあると、昨日と今日は際立って変らないだけに危機感を感じないものです。人間も同様です。人間は徐々に年を経ていくため、いつから老化したのか気がつかないと同時に自分の老化を認めたりません。また、実践から遠ざかっていると、臨機応変の指示・行動ができなくなりします。

これから各組織体は、疑似体験の機会を拡げ、直ちに臨戦態勢に入れるよう緊張感の訓練しておく必要があると思います。

三、出直す勇氣

永年に亘り醸成されてきた社風は、一朝一夕に刷新できにくい。特に過去の栄光を味わった企業はむずかしいもの。

予想はしていたものの、外部環境が一変し、今までの価値観が通用しなくなったり、製造

中止や、売上半減状態に陥ったような、現実には生半可でない甚大な影響を蒙ったときに、ある種の開き直りができます。まず、気が変わって次に行動が変わり、最後に人間そのものが変わっていくのです。

企業は事業の中身を時代に合せ取替えている限り永続します。事業の方向転換に逡巡している経営者や、生まれ変わったら今の事業や人生をやり直したいと思っている方は、自分を今回の未曾有の災害を他山の石として、現在の事業・組織等を一旦白紙に戻してみようでしょうか。

自己過信を捨て多様な文化や環境等も受け入れれば、新スタートを切れるのではないかと思われます。

まさに一から出直すチャンス到来です。こうした切りができるかどうかは経営者に問われているのであり、これができるのはオーナー（的）経営者なのです。

時、あたかも新興国と先進国の立場の逆転、経営戦略の急速、且つ、目まぐるしい変化、資本主義の地殻大変動が世界規模で起こりつつあります。加えて高齢化・人口減少や成長性を考えても、日本の企業は総出直しです。

そして、今回の災害を日本の再構築の機会ととらえ、新事業、新ビジネスモデルへ挑戦する企業や個人に、今こそ国や地方自治体、金融機関がエールを送るべき時と思われまします。同じ人生なら命ある限り世の中のために、やり残したことを、やりたいことを、同志を集めて思い切つてやり、悔いのない人生を全うしようではありませんか。

東日本大震災は我々にさまざまな問題を提起しました。一つは予測不可能なものはないということ。二つは名門といわれてきた企業や政府において組織の機能不全とトップの資質不足が露呈したことです。

一方、我々国民も今まで無条件に信用してきた思い込みのおろかさを改めて知らされ、自ら確かめ行動する必要性を痛感させられました。

また、同時に、「諦めずに力を合せゼロか

税務

相談室

このコーナーは、日頃お客様からいただいた税務に関するご質問やご相談の中から、他のお客様にも参考になりそうな内容をピックアップしてお知らせします。

(資産税チーム)

生命保険を受け取った時の税金は？

【Q】生命保険金を受取ったときの税金についてお尋ねします。「契約者=私、被保険者=私、死亡保険金の受取人=妻（以下、契約A）」とする定期保険に加入しようと思います。

私が死亡した場合、死亡保険金5千万円を妻が受

取ります。妻が保険金を受取ったときの税金は、どのようになりますか。また、上記の生命保険で、「被保険者=妻、死亡保険金の受取人=私（以下、契約B）」とした場合に、私が保険金を受取ったときの税金はどうなりますか。

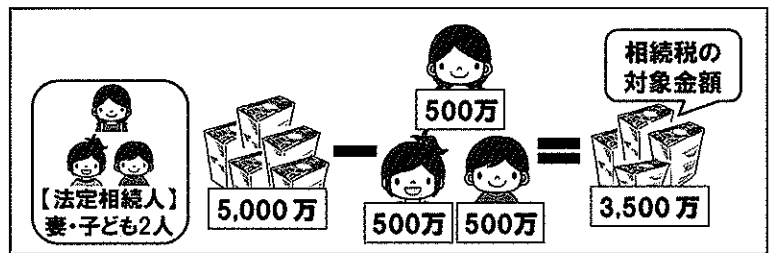
【A】（平成24年4月1日現在の税法に基づきます。）

まず、契約Aで奥様が死亡保険金を受け取った場合は、ご主人の相続税の対象になります。これは、契約者であるご主人が保険料を負担してきたことで、奥様は死亡保険金を受け取ることができるので、間接的な相続財産（「みなし相続財産」といいます。）と取扱うからです。



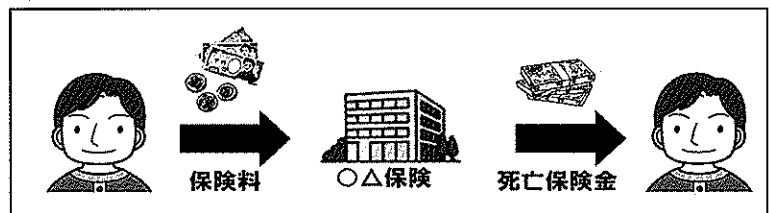
ただし、死亡保険金そのものが相続税の対象になるのではなく、死亡保険金から「500万円×法定相続人の数（＝生命保険金の非課税金額）」を差引いた残額が、相続税の対象になります。

例えば、法定相続人が奥様とお子様2人の計3人の場合、相続税の対象になる死亡保険金は、「5千万円－500万円×3人＝3,500万円」となります。このケースで不動産や有価証券などの相続財産が他に4億円以上ある場合は、3,500万円に対して50%の相続税（1,750万円）となります。



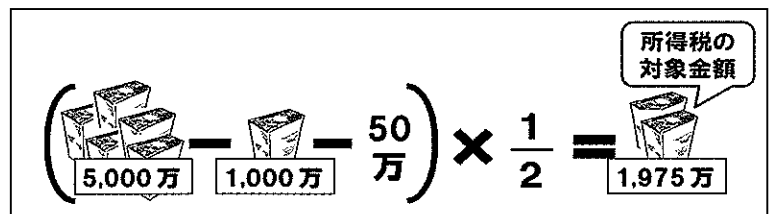
次に、契約Bでご主人が死亡保険金を受け取った場合は、ご主人の所得税の対象になります。

これは、契約者であるご主人が保険料を負担し、同じくご主人が死亡保険金を受け取るので、「費用負担者＝受取人」となることから、ご主人に所得が生じたと取扱うからです。



ただし、死亡保険金そのものが所得税の対象になるのではなく、死亡保険金から今まで支払った保険料（＝必要経費）を差引き、さらにそこから特別控除50万円を差引き、その残額を2分の1した金額が総合課税（＝給与所得などと合算して課税）されます。

例えば、今まで支払った保険料が1千万円の場合、所得税の対象になる死亡保険金は、「（5千万円－1千万円－50万円）×1/2＝1,975万円」となります。このケースで給与所得などの課税所得が他に1,800万円以上ある場合は、1,975万円に対して所得税と住民税合わせて50%の税金（＝987万円）となります。



会社法入門①

平成18年5月1日に会社法が施行され、6年が経過しようとしています。会社法の施行により、従来より柔軟な会社運営ができるようになりました。

そこで、このコラムでは会社法における株式会社について、3回シリーズで簡単に説明したいと思います。



会社設立

◆会社の機関

従来は「取締役会」という機関があり、取締役は必ず3人以上必要とされ、また、監査役も必置の機関とされていました。そのため、上場している大きな会社はともかく、家族で経営し、取締役1名で充分な中小零細企業においても、人数合わせの名目的な取締役や監査役を選任しているケースが多く見受けられました。

そこで、会社法は「取締役会」という機関を置かないことを可能とし、「取締役会を置かない会社」では取締役は1名以上でよく、また、必要がなければ監査役を置かないこともできるという、その会社の実状にあった機関設計ができるようになりました。

また、株式の譲渡制限を設けている会社は、取締役・監査役の任期を最長10年以内に伸長できるようになりました。

◆資本金

資本金は、従来のように1000万円以上必要ではなく、1円以上でよいことになりましたが、資本金1円の会社では信用されないので、現実はその会社の運営に必要な資本金にされています。以上のことから、一番簡素化された株式会社としては「発起人1人で会社を設立し、その発起人が取締役となり（取締役1人の会社）、監査役は置かず、取締役の任期は10年」といった会社になります。

◆会社の設立手続き

ところで、我々自然人（個人）は「出生」により権利

や義務の主体となりますが、法人（法律が定めた人）である「株式会社」は、どのようにして権利・義務の主体となるのでしょうか。それは、株式会社は「設立登記」をすることにより成立しますので、設立登記を行うことにより権利・義務の主体となるようになります。

それでは、株式会社の設立手続きはどのように行われるのでしょうか。株式会社の設立方法には「発起設立」と「募集設立」の2種類ありますが、実務上大半は「発起設立」なので、今回は「金銭出資による発起設立」の大きな手続きをみましょう。

- 1 発起人が定款（会社の根本規則）を作成する。商号、目的、本店所在地等を定める。
- 2 公証人役場で定款の認証を受ける。
- 3 発起人が出資金を払い込む。
- 4 設立時取締役・監査役・代表取締役を定款で定めていない場合は、これらを定める。
- 5 設立時取締役等により設立手続きを調査する。
- 6 法務局に設立登記を申請する。

法人は発起人になることができますが、取締役・監査役は自然人でなければならず、法人はこれらの役員になることはできません。

発起設立では、出資金の払込みは発起人の口座に払い込めばよく、従来のように別段預金を開設したり、金融機関の払込金保管証明書の交付を受ける必要はなくなり、設立手続きが簡素化されています。

（司法書士 森上政人）

中小企業の監査

《第1回》

今回から「中小企業の監査」として、私たちが監査業務を行う際の観点や手法の中から、中小企業の経営者の方にもお役に立つような情報をご紹介します。

第1回は、「横領の防止に役立つ現金管理のツボ」をご紹介します。

横領の防止に役立つ 現金管理のツボ

人間である限り横領の動機は常に存在します。始めは出来心であったのが、何度も繰り返し行われるうちにエスカレートし、発見された時には弁済できないほどの金額になっている事例も多くあります。

横領の手口は様々ですが、中には単純な手口であって経営者のチェック機能が働いていれば早期に発見できるものもあります。

横領を起こさせない環境を作ることは経営者の責任であり、結果として従業員を守ることもつながります。従業員を信頼しつつも、彼らの業務を検証することで内部けん制を効かせ、横領を起こす機会を無くして頂きたいと思います。

以下に横領を防ぐための現金管理のツボを挙げますので、貴社内に横領の機会が存在していないかご確認ください。

1. 手許現金の実査は基本的に毎日行い 出納帳の残高と一致することを確かめる

日常業務で現金を取り扱う機会が最も多いのは出納担当者です。出納担当者による横領を防止するためには、出納担当者以外の者が実査を行うのが望ましいです。従業員数が少なく分担が難しい場合には、実査の結果を上位者が承認することでチェック機能を働かせることができます。

2. 必要のない多額の現金を手許に置かない

現金決済はできるだけ避けて銀行振込にすることで手許現金の必要量を減らし、横領のリスクを減らすことができます。売上代金の現金回収が多額になる場合には、手許現金の上限額や銀行に行く頻度をルール化し、定期的に銀行へ預け入れる仕組みを作ることが望ましいです。

3. 出納担当者と会計帳簿の記帳担当者を 分離する

横領の隠蔽には会計帳簿の改ざんを伴うことが多いため、出納担当者と記帳担当者を分離することで出納担当者による横領を防止する効果があります。従業員数が少なく分離するのが難しい場合には、仕訳伝票を上位者が承認することでチェック機能を働かせることができます。

4. 簿外現金を放置しない 会社所有外の預かり現金についても 適切に管理する

簿外現金や預かり現金は会計帳簿の改ざんを伴わずに着服できるため、横領が起りやすく発見も遅れる傾向にあります。もし貴社の金庫内に簿外現金があれば速やかに会計処理し、会社の現金として管理してください。預かり現金についても定期的の実査を行う等、会社の現金に準じた管理をするのが望ましいです。

5. 売上代金の現金回収がある場合 領収証綴りの管理を徹底する

売上代金の横領を防止するために、領収証控と入金伝票を定期的に照合する必要があります。綴込式の領収証を使用すれば領収証控が綴りに残るため、不正な領収証発行を防止する効果があります。

6. 少額の窃盗や金品の紛失を放置しない

不正を容認する社内環境は、さらなる不正や横領を誘発します。少額であっても不正の芽を放置せず、適切な企業風土を醸成することが重要です。

上記はすべて現金管理の基本ですが、日常業務での利便性を優先して管理を徹底できていない項目もあると思います。しかし現金管理の甘さが従業員の心に不正な気持ちを芽生えさせれば、大切な従業員の人生を損なう結果になります。改めて現金管理の重要性を見直し、貴社にとって有効かつ実務的な管理方法をお考えいただく契機になればと思います。

(公認会計士 土屋まり)

やさしい経営分析

〈第1回〉財務分析の際にはご留意を

〈はじめに〉

財務分析とは、決算書をもとに企業の収益性や安全性などを指標化する経営分析の一つです。

財務分析で扱う指標は、基本的な経営・財務に関する本であれば必ず記載されています。その指標も複雑なものではなく、単純な計算で事足ります。言うなれば誰が行っても同じ数値を算出することができます。

しかし、単純に算式にデータを当てはめただけでは、導き出した指標が意味の無いものになってしまうことがあります。今回は財務分析を行うに当たって、見落としがちなポイントをご紹介します。

〈収益性分析〉

財務分析のうちの収益性分析指標の一つに、決算書の各段階利益を売上高で除した売上高利益率があります。

指標	算式	指標の意味
売上高総利益率	売上総利益 / 売上高	財、サービスの粗利益率を示す
売上高営業利益率	営業利益 / 売上高	本業の収益力を示す
売上高経常利益率	経常利益 / 売上高	財務活動を加味した会社の収益力を示す

上表に示したとおり、各指標の持つ意味は異なりますのでどのような視点で収益性を見るかで、適した指標を選択することになります。

以下の例で各指標を計算し、説明します。

(百万円)

【表1】	A社	B社
売上高	100	100
売上原価	▲50	▲60
売上総利益	50	40
販管費	▲15	▲20
営業利益	35	20
支払利息	▲10	▲5
経常利益	25	15

前提：①A社、B社ともに当社の同業他社

②当社は本業の収益力を伸ばすために買収を検討
A社は売上総利益率50%、営業利益率35%、経常利益率25%
B社は売上総利益率40%、営業利益率20%、経常利益率15%となります。

当社は本業の収益力を伸ばしたいため、営業利益率を選択し、買収先の検討を行いました。

営業利益率が高いA社を買収対象としますか？

〈分析時の留意点〉

しかし、このような分析を行う際に重要なことがあります

ます。それは、データを同列に扱って良いかどうかということです。

【表2】	A社	B社
売上高		
製品売上	60	100
不動産賃貸収益	40	-
売上原価		
製造原価	▲45	▲60
不動産賃貸原価	▲5	-
売上総利益	50	40

先程の【表1】を部門別に分解しました。A社は本業である製品販売だけでなく、不動産賃貸も行っていたことがわかります。製品販売に関する部分だけを抜き出してみます。

【表3】	A社	B社
製品売上	60	100
製造原価	▲45	▲60
売上総利益	15	40
販管費	▲15	▲20
営業利益	0	20
支払利息	▲10	▲5
経常利益	▲10	15

両社を単純に【表1】のように比較するより【表2】・【表3】のように部門別に分解し、比較の方が実態を適切に表します。【表3】で再計算するとA社の販売部門の各指標は以下のようになります。売上総利益率25%、営業利益率0%、経常利益率 ▲16.6%

製品販売部門の営業利益率は、A社よりB社の方が優れていることが分かります。当社は本業の収益力を伸ばす方針である以上、B社を買収した方が得策です。このように同種のデータを使用し比較しなければ、最適な意思決定を行えていたとは言えません。

〈さいごに〉

財務分析は経営状態の把握や今後の意思決定に有効な手段の一つですが、ただ数値を当てはめて算定、比較しただけでは本当に意味のある分析となっているのか疑問です。同じ会社の期間比較や同業他社との比較であれば、利益構造も類似する傾向があるので通常は有益と考えられます。しかし、利益構造が全く異なる会社との比較や、上記の例のようにたとえ同業他社であっても利益構造が異なる部門を合算した合計値での比較を行えば意思決定を誤るおそれがあります。財務分析を行う前提として本当に同種同列のデータを比較しているのかを検討する事が、非常に重要と言えます。

そして財務分析は様々な指標を使い行われますが、沢山の指標を分析するとかえって混乱を招く危険性があります。まずは、会社の経営状態の把握や意思決定に適した指標を選択することを心掛けましょう。

手始めに自分の会社から分析してみませんか？

(公認会計士試験合格者 加藤茂洋)

「なぜ日本は破綻寸前なのに 円高なのか」

藤巻健史著 (株)幻冬舎



10年前（2002年）の3月1日の為替レートは1ドル133円45銭でした。

5年前（2007年）は118円87銭で（2002年に比べ14円58銭円高、10.9%円高）

3年前（2009年）は97円14銭で（2007年に比べ21円73銭円高、18.3%円高）

そして今年（2012年）は81円19銭（前年に比べ15円95銭円高、16.4%円高）
このように円高が一段と進んできました。

では「何かか？」と問われると、為替業務に携わっている人（いわゆる実務家）など一部の人を除き、答えられる人は少ないでしょう。

この本の著者である藤巻健史氏によれば、
「為替は国力の通信簿。今の日本は実力が1なのに評価で5をもらっている状況なので最悪」としています。
そして、円高の理由として、
「円が避難通貨と誤解、されて買われている」

「日本人があまりに海外投資をしない」ことを挙げています。

また、「実力1に対し評価5」については、
「1997年に橋本龍太郎首相が成立させた財政構造法は、小淵恵三内閣のときに実質廃案になってしまった。そのときから借金総額は3倍に膨れ上がった」とし、一方、「GDPは当時と比べて小さくなっている」事実を述べています。

今の円バブルと国債バブル（バブル＝实体经济以上に市場価格が異常に高い状態）がはじける時に備え、
「海外へ資産を避難させる、基本は外貨建てMMF、投資対象はドルがよい」などのアドバイスと、付録に「世界一わかりやすい為替の授業」もあるので、円高に疑問を持たれている方には一読の価値があると思います。



著者が有名国立大学の出身者と現役学生となれば、自然と興味が湧きます。

著者曰く、

「パズルで楽しむうちに、順序立てて考える、解く糸口を探すといったことができるようになり、学習にもいい効果を及ぼした」

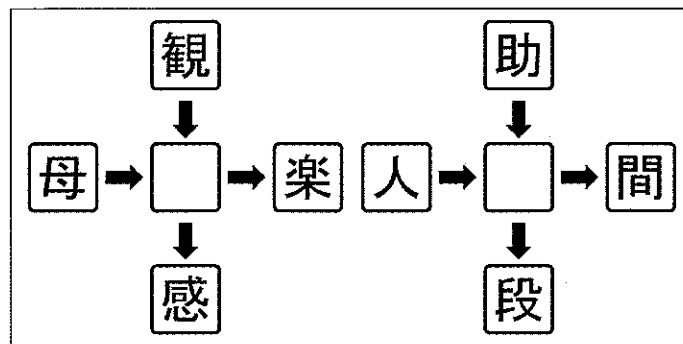
とありますので、学習効果があるなら、社会人の頭の体操に使えるのではないかと思います。

パズルの内容は、図形、漢字、数字等々あらゆる能力を鍛えることができるものになっています。

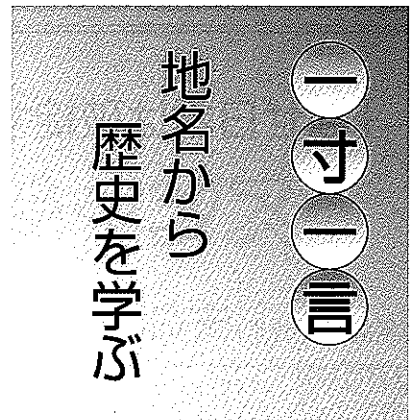
試しに、次の漢字パズルは解けますか。
(某有名私立中学の入試問題です)

「頭がよくなるパズル」

東田大志&東大・京大パズル研究会著
文春新書

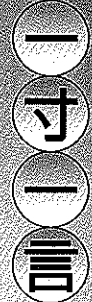


(つつじ)



地名から

歴史を学ぶ



○：東日本大震災後低迷が続いた観光業界にとってひとつの大きな明るい話題が、今年5月22日にオープンする「東京スカイツリー」の誕生であろう。

これにより東京スカイツリーの近隣にある墨田区、台東区といった下町一帯が、観光スポットとして脚光を浴びると思われる。このあたり一帯は、私の歴史心をくすぐる業平（なりひら）橋、言（こと）問（とい）橋、両国橋などの由緒ある名前の橋が点在している。

○：今回、東京スカイツリーの最寄駅である「業平橋駅」が、「とうきょうスカイツリー駅」に改称されることになった。業平橋の由来は、平安時代の歌人在原業平が、現在隅田川に架けられている橋の付近で、京の都に残した女性を思う和歌を詠んだことに因んだ名称である。

東京スカイツリーの誕生で多くの観光客を集めるため、わかりやすい名称へ変更することになったのであろう。これにより、名前の生い立ちを通して歴史を自然に知るといふ作業が断ち切られることになる。東京のような新陳代謝が激しい町では、このような由緒ある名前までもが葬り去られ、大変残念な気がする。

○：一方、京都はどうだろうか。平安京の成立以来、1200年を超える長きにわたり、都市の命脈を受け継いできている。

こうした背景をもつ京都の歴史と文化は大変重みと深みがあり、町の新陳代謝がゆつたりと行われている。それを見事に我々の前に示してくれるのが地名であり、文化が存在し続けたことの証でもある。

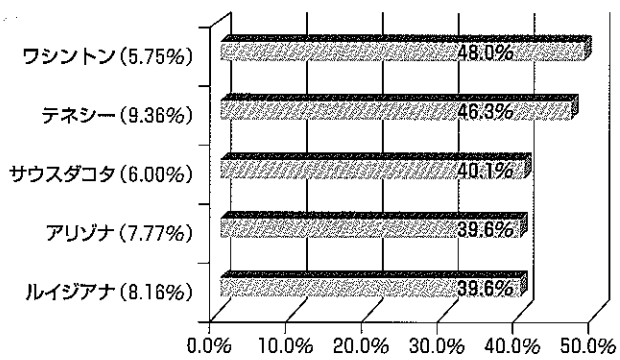
○：我国の歴史を知らない、歴史に関心を示さない若い世代に国の歴史をしっかりと学ばせることは重要である。特に、地名を通して思想的な偏見に囚われることなく文化、歴史を学ぶことは大変有意義であり、この格好の場を提供してくれるのが京都である。地名を大事にすることは、文化や歴史を大事にすることである。（ランケ）

海外情報

米国の税収事情

2008年度の
米国各州の税収に占める

Sales Taxの割合



(JOURNAL OF ACCOUNTANCY 2012年2月号参考)

Sales Tax：一般売上税（日本の消費税に該当）
左表：Sales Taxの上位5州 カッコ内は各州での税率

米国では州毎に独自の税法を持ち、また同じ州内でも市により売上税率が異なります。そのため、上記グラフのように、売上税が税収の大部分を占める州もあれば、デラウェア州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、オレゴン州のように売上税がゼロ%の州もあります。

売上税率がゼロ%の州の中には、売上税がない代わりに他の税金を導入している州もありますが、他州から買い物客が多く訪れることにより、売上税がないことが小売業者の利益につながっている州もあります。

今を時めく橋下徹大阪市長は、消費税を地方税にして税率は地方が決めるべきだと主張しています。日本でも地方ごとに独自色を有する税制が導入されるのも、あながち夢物語ではないかもしれません。

(公認会計士試験合格者 川島昌人)

発行所

中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL (075) 431-4361(代)
FAX (075) 431-4365
(IP)050-3802-2668
(HP)http://www.nakano-cpa.com

発行人 中野雄介

《表紙写真》

龍安寺・池泉回遊庭園

紙面を刷新しました
ご意見・ご感想をお待ちしています